入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成25年８月14日
支出負担行為担当官
　経済産業省大臣官房会計課長　松尾　剛彦
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
１　掲載日
　平成25年７月１日（政府調達第121号）
２　訂正内容
　16ページ２段目、旅費等内部管理業務共通システム本番運用①用機器及びソフトウェア一式に係る「入札公告」、１⑷契約期間中、「契約締結日から平成29年10月31日まで（うち借入期間（有償期間）平成25年10月１日から平成29年９月30日までとする）。」を「契約締結日から平成30年１月31日まで（うち借入期間（有償期間）平成26年１月１日から平成29年12月31日までとする）。」に、３段目、３⑶機能証明書の受領期限中、「平成25年８月21日12時00分」を「平成25年10月３日12時00分」に、⑷入札書の受領期限中、「平成25年９月５日12時00分」を「平成25年10月18日12時00分」に、⑸開札の日時及び場所中、「平成25年９月６日14時00分」を「平成25年10月21日14時00分」に、17ページ１段目、５⑷Contract period中、「From contract day through 31 October, 2017 (About The Rent period (Period for a fee) : from October 1, 2013 through September 30, 2017.)」を「From contract day through 31 January, 2018 (About The Rent period (Period for a fee) : from January 1, 2014 through December 31, 2017.)」に、⑻Time-limit for verification documents中、「12 : 00 August 21, 2013」を「12 : 00 October 3, 2013」に、2段目、⑼Time-limit for tender中、「12 : 00 September 5, 2013」を「12 : 00 October 18, 2013」に、それぞれ訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年８月14日
　東日本旅客鉄道株式会社　契約責任者
　　上信越工事事務所長　斎藤　俊樹
◎調達機関番号　102　◎所在地番号　20
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　長野駅新駅ビル（仮称）新築他
⑶　工事場所　長野県長野市大字南長野字石堂東沖1327―13
⑷　工事概要
・（駅ビル棟新築）鉄骨造・地上３階建、延床面積約9,600㎡
・（大庇、列柱新築）鉄骨造、屋根面積2,300㎡
・（立体駐車場棟新築）鉄骨造、地上４階建、延床面積約8,000㎡
・（既存駅ビル棟改修）鉄筋コンクリート造、地上６階・地下１階、改修床面積10,800㎡
詳細については、別冊図面並びに仕様書、特記仕様書、補足仕様書及び追加仕様書（以下あわせて「仕様書等」という。）のとおり
⑸　工期　平成27年３月５日まで
　なお、平成25年12月中旬まで別途発注工事により当該工事用地の一部において既存建物の撤去工事が実施されている。
⑹　使用開始
・（駅ビル棟）　平成27年２月25日まで
・（大庇・列柱）　平成27年２月25日まで
・（立体駐車場棟）　平成26年８月26日まで
・（既存駅ビル棟）　平成27年２月25日まで
　なお、上記は着手日を　平成25年11月12日と想定した場合の標準工期の使用開始時期を示す。（部分使用の詳細については、仕様書等参照）
⑺　使用する主要な資材　コンクリート約7,300㎥、鉄骨約3,000ｔ、鉄筋約700ｔ、板ガラス約3,600㎡
⑻　本工事は、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象工事である。
⑼　本工事は、本工事に関する工事請負契約（以下「本契約」という。）締結後、別途ＶＥ奨励契約を締結する工事である。
⑽　本工事は、既設の線路及び駅舎に近接する工事である。また、軌道近接位置で地盤改良工 を要し、「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル」（財団法人鉄道総合技術研究所・平成19年１月発行）で定義される近接区分影響範囲Ⅱ「要注意範囲」の対象となる軌道変状のおそれを伴う工事である。
⑾　営業線、列車運行の安全確保はもとより、工事期間中も一般公衆の通行を維持し続ける必要があり、工事エリア内において、自由通路の切替え等が必要となるため、一般公衆の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止）に十分配慮し、また、駅舎等の既設構造物に有害な影響を与えないよう、本契約の請負者（以下「請負者」という。）の責任において、入札説明書・仕様書等の内容を遵守し、安全及び品質等を確保し、施工すること。
⑿　現場周辺の近隣住民、隣接建物及び周辺交通に対して十分配慮し、施工すること。
⒀　本工事に関係する駅ビルテナント内装設備工事及び大庇・列柱等に伴う電気設備工事は別途発注とする。当該各工事担当者と連絡調整をとり本工事を進めること。
⒁　本工事は、駅ビル棟新築・既存駅ビル棟改修を中心とする工事であり、当該ビルの店舗計画及びテナントからの要望等により、契約締結後に仕様書等及び手続きに変更が生じる可能性がある。
⒂　本工事は、東日本旅客鉄道株式会社が施工中である駅改良工事及び長野市が施工中である駅前広場再整備工事の工事施工ヤードとの調整を要する工事である。工事車両、工事作業員の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、粉塵、漏水等の防止）はもとより、当該各工事担当者と施工計画・工程について連絡調整を取り、本工事を進めること。なお、長野市が施行する駅前広場再整備工事で整備されるペデストリアンデッキとの接続部分については、仕様書等に変更が生じる可能性がある。
２　発注者
⑴　本工事は、東日本旅客鉄道株式会社及び株式会社ステーションビルＭＩＤＯＲＩの２者が共同して行う。
⑵　本工事の工事請負契約の締結は、東日本旅客鉄道株式会社及び株式会社ステーションビルＭＩＤＯＲＩが共同して行う。
⑶　本工事の入札手続は、東日本旅客鉄道株式会社が発注者を代表して行う。
３　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者（以下「単体」という。）又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者でないこと。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の建築一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。
⑸　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る）。
　なお、東日本旅客鉄道株式会社上信越工事事務所（以下「当工事事務所」という。）が認める外国での施工実績を含む。
①　単体又は共同企業体の代表者は、ア）かつイ）の施工実績を有すること
ア）階数地上３階以上かつ延床面積6,000㎡以上の商業ビルの新築工事
イ）鉄道営業線近接工事又は日本国内での鉄道営業線近接工事における安全対策と同等の対策を必要とする外国での鉄道営業線近接工事
　ただし、上記ア）及びイ）は別々の工事でもよい。
②　共同企業体の代表者以外の構成員は、延床面積3,000㎡以上の商業ビルの新築工事の施工実績を有すること。
⑹　単体又は共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。また、次の基準を満たす工事管理者を本工事に配置できること。
①　監理技術者　平成15年度以降に、元請として、監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者として、上記⑸①ア）に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）の工事現場での施工経験が１年以上あり、かつ１級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証を有する者であること。
②　工事管理者　社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。
③　その他　配置予定の監理技術者及び工事管理者にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑺　本工事に係る設計業務の受託者及び当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）
⑻　当工事事務所又は株式会社ステーションビルＭＩＤＯＲＩとの工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。